

平成21年度児童虐待防止対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(平成20年度当初予算) (平成21年度予算案)
14,643百万円 → 17,045百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の全国展開に向け、推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う「養育支援訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域における子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進するとともに、ひろば型について、子育て家庭へのきめ細かな支援により機能拡充を図る。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合における児童養護施設等での子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 評価・検証委員会設置促進事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を設置し、児童相談体制の一層の充実・強化を図る。

- 一時保護所の体制強化

虐待を受けた子ども等への心理的ケアの充実及びアセスメント機能の強化を図るため、一時保護所に配置している心理職員(非常勤)の常勤化を図るとともに、学習指導の強化や混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応等を図るため、一時保護所における教員・警察官OB、通訳等の配置を促進する。

- 一時保護施設的环境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護施設における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

(3) 乳児院等における一時保護受託の際のケアの充実

- 児童相談所以外の施設等において乳児等の一時保護を受託する際に、適切な保育の実施や子どもの体調の変化等への迅速な対応が可能となるよう、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。

(4) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(5) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

(1) 家族再統合に向けた取組の強化

- 保護者指導支援事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所の児童福祉司と連携して支援を行う保護者指導支援員(仮称)を配置し、施設入所が長期化している子どもの保護者に対し、子どもの家庭復帰のために養育方法や親子関係の築き方等の支援・指導を行い、家族再統合への取組を強化する。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進 【新規】

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業(ファミリーホーム)を推進する。

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○ 看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師(常勤)の配置を推進する。